

4 活力のあるまちづくり

4-1 自立的な地域経済の振興

第1項 総合的な産業振興の推進

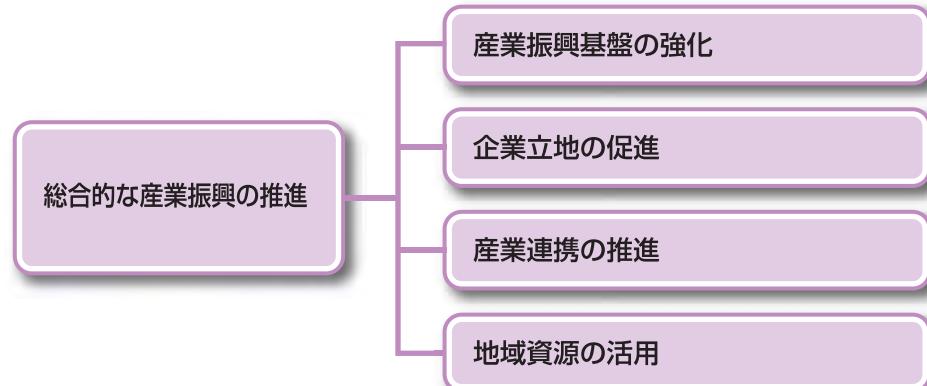
【現状と課題】

- 本市では、「津市産業振興ビジョン」を策定し、農林水産業、商工業の振興のための施策・事業を計画的に推進しています。
- 経済環境の変化による工場等製造業の事業所の減少や、農業従事者の高齢者割合の増加等による1次産業の衰退は、商業や観光・サービス業などへ影響を及ぼしています。
- 地産地消の取組や各産業間の連携による、新商品開発、技術開発力向上による既存産業の振興、新産業の創出など産業全般の活性化に向けた取組により、働く場所の創出を図り定住人口や流入人口の増加を図る必要があります。
- 本市では、持続的かつ自立的な経済基盤を支えるとともに雇用の創出を図るために、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいの整備に取り組み、必要なハード整備が概ね完了しました。
- 企業立地の促進については、戦略的かつ積極的な誘致活動の展開により、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいのほか、他地域への立地も併せ、順調に取組を進めています。
- 今後のさらなる立地促進を図るため、中勢北部サイエンスシティ第1期事業区域内の一部未造成区域の整備に向けた取組を進めていく必要があります。
- 平成20年度に「津市産業振興センター」をあのつピア内に開設し、中小製造業者への技術支援や、創業支援、地域資源を活用した事業化の支援等に取り組んでいますが、さらなる機能強化や利便性の向上を図る必要があります。

【施策の体系】

基本施策

施策の内容



【施策の内容】

(1) 産業振興基盤の強化

① 計画的な産業振興の推進

- 産業分野ごとの施策に加え、産業間の連携・役割分担を含めた地域産業の振興を総合的・計画的に推進します。

② 津市産業振興センターの基盤強化

- 津市産業振興センターを本市全域の産業振興を担う拠点機能と位置づけ、ものづくり産業の支援、地域資源活用の支援、起業・創業の支援を行います。
- 専門家の支援ノウハウを活用するとともに、企業間交流や産学官連携の促進、人材育成・確保に関する支援を行うことで、産業基盤の強化に取り組みます。

③ 創業支援の実施

- 関係機関との連携のもと、本市での創業をめざす方々の支援を通じた雇用創出と地域経済の活性化に取り組みます。

(2) 企業立地の促進

① 立地基盤等の整備

- 中勢北部サイエンスシティ第1期事業区域内の一部未造成区域について、用地買収、造成等を促進します。
- 社会経済情勢等を踏まえ、新たな立地基盤の整備を検討します。

②積極的な企業誘致活動の展開

- 本市の優位性等の情報発信をはじめ、津市企業立地促進条例等を活用したきめ細かい立地サポートにより他都市との差別化を図るなど、戦略的な企業誘致活動を展開します。
- 産業拠点である中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいにおける未立地の区画については、その標高や地耐力による災害への強さ、幹線道路である中勢バイパスや国道165号などの整備状況と相まっての伊勢自動車道芸濃インターチェンジや久居インターチェンジへのアクセスの利便性、多様な企業ニーズに対応した支援制度などその優位性を積極的にPRし、企業立地を促進します。

(3) 産業連携の推進

①事業者間交流、産学官連携の推進

- 農商工連携や6次産業化等の活用を促進します。
- 産業交流セミナー等による事業者間交流、産学官連携の場づくりを進めます。
- 展示会出展や海外連携事業などを通じ、国内外の企業との交流による新規販路開拓や外需獲得等、市内企業の事業拡大を促進します。

(4) 地域資源の活用

①地域資源を活用した新商品開発、新事業・新産業の創出

- 地域資源活用による、新商品開発や新たな事業・産業の創出を支援します。
- 農林漁業者や商工業者等の有機的連携に向けた機会創出を図り、それぞれの経営資源を活かした、津市発の新商品・新サービス等の開発に取り組みます。

第2項 農業の振興

【現状と課題】

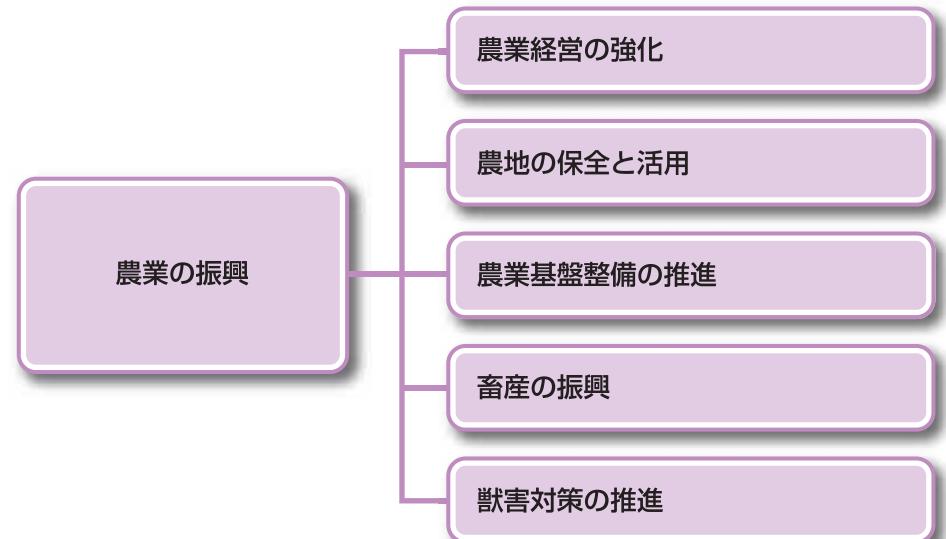
- 平成22年の販売農家数が5,079戸で、減少傾向が続いているとともに、基幹的農業従事者の平均年齢が71.6歳と高齢化しており、効果的な振興策が課題となっています。
- 農業委員会等との連携により耕作放棄地の解消と農業生産活動の維持に努めるとともに、集落営農組織の育成や法人化、認定農業者等への農地集積の推進などによる農業経営基盤の強化を図っています。
- 集落営農組織の経営基盤強化のための共同利用機械の購入や地域農業の振興のための共同利用施設の整備に対して支援を行っています。
- 担い手の高齢化とともに担い手不足が問題となっており、新規就農や定着支援などの取組を強化し、新規就農者の確保、担い手・後継者の育成を進めることが求められます。
- 農産物の一層の利用促進を進めるため、地域性豊かな農産物のPR等によるブランド化や地産地消の推進、6次産業化への支援が求められています。
- 農業共済制度及び農業者年金制度について、農業経営と農業者の生活の安定化を推進するため、制度の周知を図るなどの加入促進に向けた取組が必要です。
- 用排水路、ため池、農道などの農業用施設については、老朽化や緊急性等を考慮しながら、保守点検及び整備・改修を順次実施していくことが必要となっています。
- 畜産業については、安全・安心な食肉等を供給していくため、今後とも三重県と連携した取組が求められます。
- 獣害対策については、防護柵の設置や個体数調整、地域ぐるみの追い払いなどにより、被害の増加は食い止めているものの、依然として被害は深刻な状況となっており、継続的な対策が不可欠です。



【施策の体系】

基本施策

施策の内容



【施策の内容】

(1) 農業経営の強化

① 農業経営基盤の強化

- 認定農業者等への農地の集積を進め、経営基盤の強化を図るとともに、集落営農組織の法人化を促進します。
- 中山間地域においては、収益性の高い農作物の研究と集落営農組織の設立を進めます。

② 農業経営の安定化促進

- 農業経営の安定化を図るため、直接支払の交付金制度を推進します。
- 農業協同組合等が行う共同利用施設の整備等の支援を行います。
- 地域資源を活用した新事業の創出や地域の農産物の利用促進による儲かる農業の実現をめざし、6次産業化や本市の特徴ある農産物の情報発信等を通じたブランド化を推進します。
- 災害時等における農業者の円滑な補償を確保し、経営の安定化を進めるため、農業共済事業のPRを強化し加入を促進します。
- 三重県農業共済組合連合会と連携し、農作物や家畜への損害を防止するための効果的な事業を推進します。

- 農業者年金制度については、関係機関と連携しながら広くPRを行うなど加入を促進します。

③ 担い手・後継者の育成

- 就農希望者への情報発信、就農希望者と受け入れ側のマッチング^{*}、技術の習得支援、就農後の定着支援などを総合的に進めます。
- 農業経営基盤強化資金等への利子補給により、担い手の経営の安定と拡大を支援します。
- 農業法人による雇用など就農方法の多様化を促進します。

④ 地産地消の推進

- 産地直売所の充実や学校給食使用品目の拡大など、地産地消の取組を推進します。
- 食の安全確保、生産者と消費者の交流を促進します。
- 市民が生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送れるよう、食育に関する施策を総合的・計画的に推進します。

(2) 農地の保全と活用

① 農地の保全対策

- 地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の保全と有効な土地利用を図るため、農地法等の規定に基づき適正な農地行政を進めます。
- 耕作放棄地の解消に向けての取組や、中山間地域の耕作が困難な農地の活用を進めます。
- 農地・農業用水等の資源や農村環境を守るために、地域ぐるみの取組を支援します。

② 農地の管理・流動化の促進

- 農地情報システム^{*}を効果的に活用し、農地の適正管理に取り組みます。
- 効果的かつ安定的な農業経営を進めるため、農地の流動化や利用を促進します。

マッチング
新たな事業展開を目的とした、事業パートナー（人と人、企業と企業）を紹介すること、もしくは組み合わせること。

農地情報システム
農地の情報をデータ化し、農地の管理のほか農家台帳や農業委員選挙人名簿などの管理を行うシステム。

③耕作放棄地の活用

- 特定農地貸付事業による耕作放棄地を活用した市民農園の開設を進めます。

(3) 農業基盤整備の推進

①農業用施設の整備

- 農業用水の安定的な供給及び農家の水管理の省力化を図るために、用水路のパイプライン化を推進します。
- 農道、^{*}頭首工、用排水路、排水機場等農業関連施設については、老朽化に対応した整備と適切な維持管理を推進します。
- 大規模地震等により堤体が被災し、下流域の住民に被害が及ぶ可能性のあるため池については、耐震性調査・改修を行うなどため池の耐震化を促進します。

②農業集落排水施設の管理

- 啓発活動により農業集落排水の水洗化率の向上を図ります。
- 公共用水域の保全に寄与するため、施設の適正な維持管理を行います。

- 捕獲した有害鳥獣の資源活用や焼却のための施設の整備についても、具体化に向けた取組を進めます。

- 獣害対策協議会等の育成を図るとともに、その活動を支援します。また、これら獣害対策協議会の連携による広域的な取組を支援します。

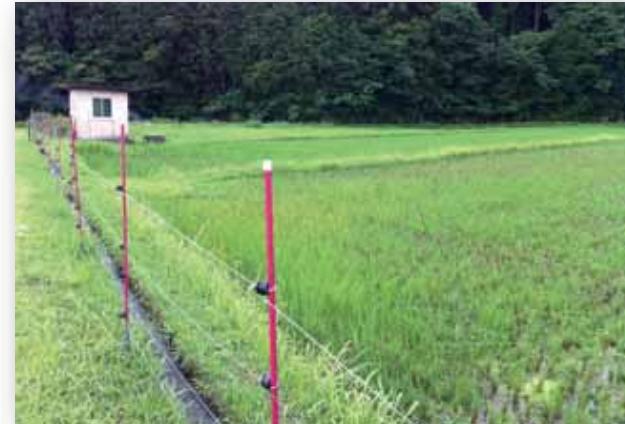
- 市街地での野生鳥獣の出没などをきっかけとして、市民協働での獣害対策の啓発・普及に取り組みます。



(4) 畜産の振興

①安定的な畜産業の振興

- 畜産業の中心的な担い手となる認定農業者を育成します。
- 環境にやさしい農業をめざすため、耕畜連携による土壤づくりシステムの推進、悪臭防止対策を促進します。
- ^{*}鳥インフルエンザ等家畜伝染病の予防や食肉処理施設への支援を通して食の安全安心への取組を促進します。



(5) 獣害対策の推進

①地域と連携した獣害対策の推進

- 有害鳥獣の個体数の適正な把握に努めるとともに、獣友会等との連携を強化し、個体数の削減による管理を推進します。また、防護柵の設置や、地域ぐるみの獣害対策を的確に進めます。
- 先進的な技術の導入・普及や、このための本市独自の制度の創設等により獣害対策の高度化を推進します。

頭首工

河川などから用水路へ必要な農業用水を引き入れるための施設。

鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症。中でも、ニワトリなどの家禽類に感染して死に至らしめる高病原性鳥インフルエンザを指すことが多い。

第3項 林業の振興

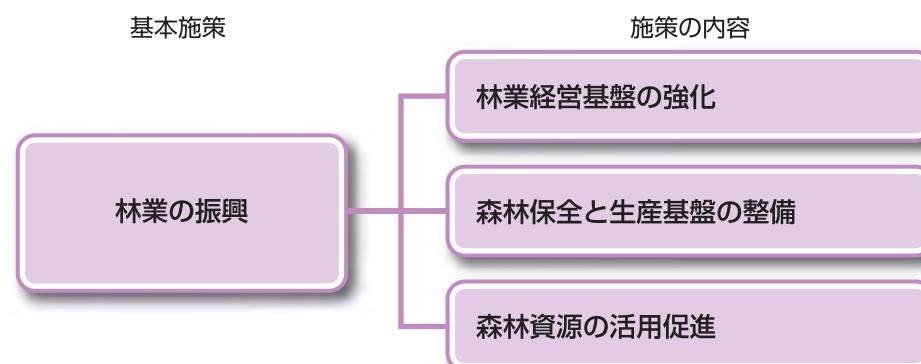
【現状と課題】

- 林業の現状は、貿易自由化による厳しい木材価格の競争のなかに置かれるとともに、国産材の生産性の改善が進まず、採算性の悪化が続いている。このため、林業への取り組み意欲は減退し、森林管理が行われず、荒廃が進み、森林の持つ多面的な公益的機能が低下しています。
- 平成21年に林野庁は、森林離れや荒廃森林の増加等を背景に「森林・林業再生プラン」を策定し、その中で、森林施業の効率化・低コスト化、加工流通体制の確立などにより、10年後の木材自給率50%をめざす方針が示されました。このことから、路網整備や^{*}森林施業の集約化、安定的な木材供給など、プランの推進に努めています。
- 林業従事者の高齢化と、森林施業が重労働かつ危険なため、慢性的に後継者が不足していることから緊急雇用創出基金事業等を活用して、地域林業に貢献できる人材の育成を進めていますが、今後もこうした担い手の育成・確保等の取組の継続が求められています。
- 森林の保全と整備のための取組として、林道の開設及び改良工事を実施するとともに、間伐促進事業や森林環境創造事業を通して、間伐、受光伐、下刈り等を支援しています。
- 林業コストを削減し競争力を高めるため、木材市場における原木自動選別機の導入を支援しましたが、施業現場においても、作業の安全性確保と間伐材の効率的な搬出に取り組むため、高性能林業機械の導入支援が求められています。
- 木材価格の低迷や需要減少のなか、木材利用を促進するため、公共建築物等への建設材としての積極的な利用を進めるほか、合板や集成材、製紙用チップなど新たな需要の拡大に努める必要があります。
- 獣害対策については、農作物の獣害対策と併せて、スキ、ヒノキ等の苗木に対する鹿等の被害防止に取り組んでいます。

森林施業
森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為。

チップ
木材等を小片にしたもの。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 林業経営基盤の強化

① 担い手・後継者の育成

- 新たな担い手を確保するため、三重県と連携し林業への関心と就業意欲を高めるための情報提供や啓発活動を進めます。
- 地域林業の中核的な担い手となる林業経営者や林業事業体等の育成を図るため、三重県と連携し経営支援や機械化を促進します。

(2) 森林保全と生産基盤の整備

① 森林の保全と整備

- 森林組合等林業関係者との連携により、計画的な森林施業（間伐、下刈りなど）を進めるとともに、治山施設の整備や水源地域等の森林の造成、整備等による治山事業を促進します。
- 野生鳥獣による被害を減らすため、里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりを進めます。

② 林業生産基盤の整備

- 効率的な林業の施業を図るため、森林組合等における高性能林業機械の導入を支援します。
- 林業生産基盤である林道の整備推進と維持管理を実施します。
- 林業の低コスト化のため、施業を集約化した団地内における作業道の整備を支援します。

(3) 森林資源の活用促進

①木材利用等の拡大

- 市産材の利用の促進により林業の再生を通じた森林の適正な整備を促すとともに、市民に対して木材と直接ふれあうことによる安らぎとぬくもりのある快適な公共空間の提供に資するため、公共建築物等における木材の利活用を推進します。
- 地域林業の活性化のため、木造住宅や非木造住宅の内装の木質化等木の良さを広くPRし、建築材としての木材の利用を促進します。
- 森林組合等林業関連団体と連携し、広く市民に対し、森林に親しむ、木にふれるなどの機会を提供することによって、“木”のファンを増やすとともに、木材の利用が二酸化炭素の削減に寄与することなどについて、理解が得られる取組を進めます。

②森林資源を活用した新たな取組

- 間伐材を建築材として利用するほか、合板や集成材、製紙用チップなど多用途での利活用をさらに推進します。
- 森林資源を有効に活用するため、新たな利活用の方策について検討します。

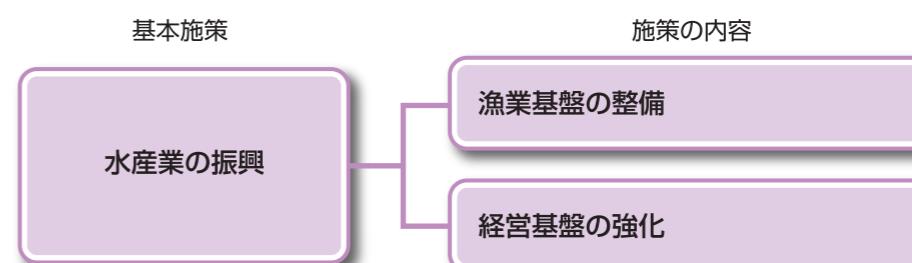


第4項 水産業の振興

【現状と課題】

- 市内の3漁港（河芸、白塚、香良洲漁港）では、施設の老朽化により機能の更新時期が迫っていることから、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、計画的な改修に取り組む必要があります。
- 漁港等の基盤整備として、漁港内のしゅんせつを実施し、緊急的な施設の修繕を行うなど適切な維持管理に努めるとともに、水産業生産拠点としての機能向上を進めるため、白塚漁港南防波堤延伸工事などの漁港整備工事を進めてきました。
- 香良洲漁港は、雲出古川の河口に位置しており、川からの漂砂により他の漁港より土砂の堆積が早く、また荒天時には港内の静穏度^{*}が低いため、その対策が求められています。
- 伊勢湾内の漁場における資源の減少等、環境の悪化に対する対策として、アサリ、ガザミ、ハマグリの種苗放流など「つくり、育て、とる漁業」の取組への支援を進めています。
- 各種イベントにおけるコウナゴ、アサリなどの水産物のPRを通じて水産物の消費拡大を図っています。
- 漁業の事業体強化については、県内1漁協化に向けて三重県や県漁連など関係団体により調整が進んでおり、本市においても、引き続き市内4漁協の合併促進を図る必要があります。
- 農林業と同様に、水産業においても担い手不足が深刻になっており、後継者の確保・育成に取り組む必要があります。

【施策の体系】



漂砂
波や流れによって漂い動く土砂。

静穏度
気象等の条件のもと、船舶が支障なく港を利用できる割合を表したもの。

【施策の内容】

(1) 漁業基盤の整備

①漁港等の基盤整備の推進

- 漁港の長寿命化を図るため、計画的な漁港施設の改修を推進します。
- 香良洲漁港において、水産業生産拠点としての機能向上を図るために、漂砂対策、静穏度確保及び津波対策のための北防波堤延伸工事を実施します。

②資源管理型漁業の推進

- 伊勢湾内におけるコウナゴ等の漁獲量の維持を図るため、広域的な資源管理型漁業を推進します。
- 沿岸域で獲れるアサリ、ガザミ、ハマグリ等の漁獲量の維持を図るために、これら魚介類等の栽培漁業を促進するとともに、放流効果の検証を実施します。

(2) 経営基盤の強化

①漁業経営基盤の強化

- 漁業者等の作業の軽減や効率化を図るため、協同組合等が行う水産関連施設の整備を支援します。
- 関係団体と連携して、イベント等を通じて水産物の消費拡大を広くPRします。
- 活力ある漁業、水産加工業の確立をめざし、後継者や新規就業者の確保・育成を進めます。
- 県内1漁協による漁業経営体の体质強化に向けた取組を支援します。

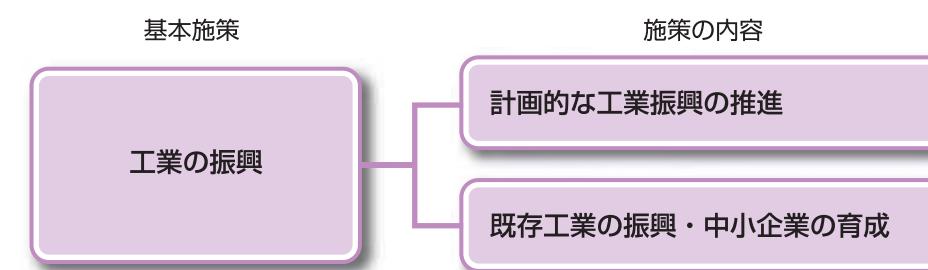


第5項 工業の振興

【現状と課題】

- 経済環境の変化による地域経済への影響も顕著となっており、市域の製造業事業所数は減少傾向にあります。
- 厳しい経済環境の中で、本市の産業特性や企業ニーズを踏まえた重点産業への支援や他産業との連携、新規立地も図りながら、総合的な振興施策を推進する必要があります。
- 企業立地促進法に基づく「津地域産業活性化基本計画」により、先端産業基幹部品・素材及び自動化・制御関連産業を指定集積業種に定め集積を図るとともに、関連企業の集積に向けて、技術開発力の向上に資する技術者育成講座の開催、企業間マッチングなどに取り組んでいます。
- その他、中小企業の競争力を強化するため、企業の経営資源や課題を踏まえて、事業の高度化や新技術・新製品開発、販路開拓等に結び付くような継続的かつきめ細かいサポート機能が求められています。
- 日本国内の需要が減少傾向にあることから、海外に向けた新事業の創出や新規販路開拓のため、中小企業のためのグローバル市場攻略への支援が求められています。
- 平成20年度から「中小企業振興事業補助金」を創設し、市内の中小企業が行う新技術・新製品の研究開発や人材育成に対して補助金を交付することにより、新事業展開や販路開拓にチャレンジする企業を応援しています。
- 学生を対象とした各種人材育成事業を実施し、次代の本市の産業を担う優秀な人材の育成と確保を図る取組を進めています。

【施策の体系】



【施策の内容】**(1) 計画的な工業振興の推進****①生産基盤の強化**

- 市内における企業の自動化・制御技術の導入、高度化及び技術の活用等への取組に対し、関係機関と連携しながら支援を行い、生産性の向上を推進します。
- 国・県との連携や、海外連携事業等の活用により、市内企業の海外展開支援に向けた環境整備に取り組みます。

②重点産業の推進

- 工業団地等において、先端産業基幹部品・素材及び自動化・制御関連産業などの立地促進及び集積を進めます。
- 次世代自動車産業やヘルスケア関連産業等の新産業の創出を推進します。

(2) 既存工業の振興・中小企業の育成**①支援制度の充実**

- 中小企業の競争力強化並びに研究開発型企業への変革を促すため、企業のニーズに即し、津市中小企業振興事業補助金等支援制度を充実します。

②人材育成・確保の推進

- 企業の人材育成・確保に向けた取組を、高校生向け企業セミナーや中小企業振興事業補助金の交付などにより支援します。
- 若年者の企業訪問による見学と体験、技術者との交流等を通じて、次代の本市産業を担う人材を育成します。

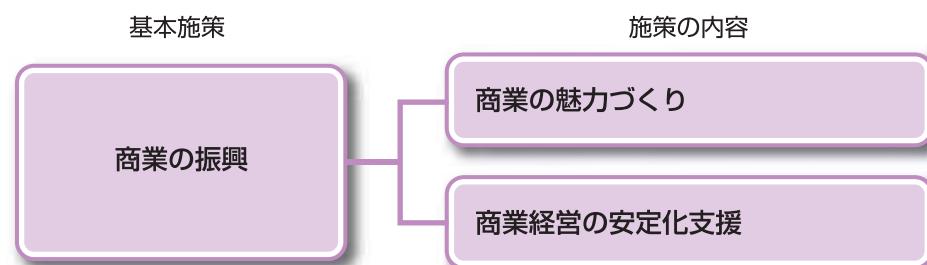
③商工会議所・商工会活動の支援

- 中小企業の経営基盤強化に資する商工会議所・商工会の活動を支援します。

第6項 商業の振興**【現状と課題】**

- 消費の低迷、郊外への大型商業施設の進出や消費者・生活者ニーズの多様化、経営者の高齢化と後継者難等により、全国的に中心市街地を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっています。
- 中心市街地の活性化に向けた賑わいづくりやPRのための取組として、市と地元商店街等が連携を図りながら、各種イベントの開催、各商店街等による自主的な集客事業への支援、空き店舗対策事業による新規店舗の誘致、市営駐車場30分無料化事業等を実施し、誘客を図っています。
- 商店街、NPO、まちづくり会社及び学生などさまざまな団体と連携し、中心市街地活性化チャレンジショップ事業や商業経営講習会・研修会の開催などにより、活性化の推進力となる人材の養成にも努めています。
- 商業経営者の安定化に向け、商工会議所など関係団体が実施する経営相談や経営指導等の支援、さらに小規模事業者の資金調達の円滑化のための支援にも取り組んでいます。
- こうしたさまざまな事業により、集客等の賑わい創出に一定の効果はあるものの、恒常的な中心市街地の賑わい創出には至っていないのが現状です。
- また、少子高齢化社会を迎えることから、商店街は地域コミュニティの担い手としての役割がより一層高まっており、地域課題へのきめ細かい対応や地域への貢献、地域コミュニティとの連携に係る事業を推進していくことが求められています。
- こうした状況を踏まえ、これまでの事業のあり方の見直しも含め、多くの方々の意見を取り入れながら関係団体との連携による事業の推進を図っていく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 商業の魅力づくり

①商店街の振興

- 中心市街地の商店街については、事業者等の自主・自立的な活動を支援し、商店街の魅力アップ、情報発信等を行うことで中心部の恒常的な賑わいを促進します。
- 中心市街地における空き地・空き店舗の解消に向け、商店街が取り組む空き店舗対策及びテナント誘致活動を支援します。
- 中心市街地においては、オープンディスカッションによる意見交換の継続的な実施とともに、商工会議所、まちづくり会社、地元企業、大学、商業者、地域住民等多様な立場の人の連携や人的資源の活用によるサポート体制の構築に努めます。
- 中心市街地においては、歴史・文化的資産や既存施設等の地域資源を有効に活用します。
- 各地域の商店街等における環境負荷の軽減や、高齢者をはじめとした利用者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店街づくりを支援します。
- 各地域の商店街や商工会等において実施される意欲的な事業や活動についても、積極的に支援します。

②生活基盤としての賃物環境の整備

- 地域での生活を支える基盤として、地域課題に対応した賃物環境の整備に係る取組を支援します。

③新たな商品の魅力づくりと情報発信の強化

- 多様な自然環境や歴史・観光の地域資源等を活用した新商品の開発や既存商品・物産等の魅力度向上と併せ、情報発信力の強化を促すとともに、ネット販売等の新たな業態についても積極的に取り組める環境を整えます。

(2) 商業経営の安定化支援

①経営基盤の強化

- 商工会議所・商工会による経営相談事業やアドバイザー派遣事業を活用し、経営基盤の強化を促進します。
- 商工会議所・商工会による小規模事業者の資金調達の円滑化を支援します。

②経営支援体制の整備

- 商工会議所・商工会による経営指導や研修会等の活動を支援します。

③担い手の育成

- 学生や若者を含め、さまざまな年齢層において、商業に意欲的な人材を対象にしたチャレンジショップの設置による担い手の発掘・育成を行います。
- 賑わいづくりに関わる多様な団体と連携し、若手商業者や起業家を対象にした新たな担い手の育成を促進します。

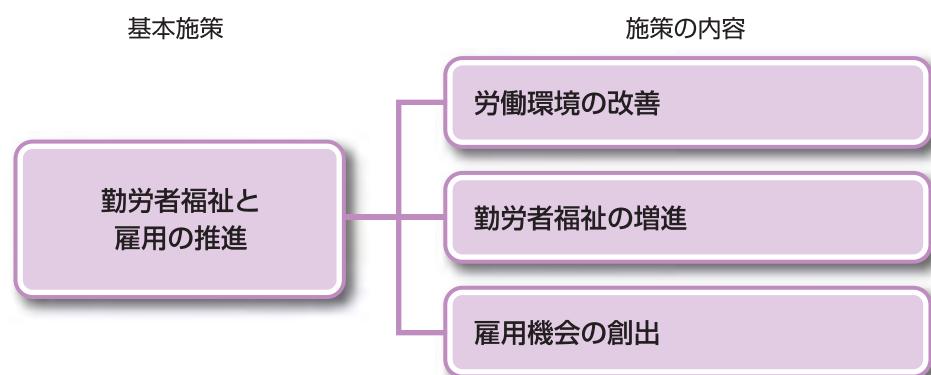


第7項 勤労者福祉と雇用の推進

【現状と課題】

- 労働環境の改善については、三重県やハローワーク等の関係機関と連携し、事業者に対しポスター掲示やチラシ配布等の啓発を行うとともに、労働時間の短縮、雇用条件の改善等の労働環境改善及び勤労者の健康増進や共済事業等、勤労者福利厚生事業などに積極的に取り組んでいる団体等の支援に努めています。
- 勤労青少年の福祉増進と余暇の充実、勤労意欲の向上を図るため、勤労青少年講座の開講、勤労者の抱えるストレスなどの解消を図るために勤労者メンタルヘルス相談を実施しています。
- さらに、勤労者の生活安定を図るため、金融機関と連携し、協調融資貸付事業を実施しています。
- 雇用機会の創出に向けて、男女や高齢者等の均等な雇用機会の創出、団塊世代をはじめとする退職者等の人材の有効活用などを図るため、事業者に対し、関係機関と協力して、ポスター掲示やチラシ配布などの啓発活動に努めています。
- 関係機関が実施した労務対策や外国人研修などの事業の支援に努めています。
- 景気の低迷が続くなか、労働環境を取り巻く状況は依然厳しく、これまでの取組において一定の効果はあるものの、まだまだ課題は山積しているのが現状です。
- こうした状況を踏まえ、これまで以上に関係機関との連携を深め、効果的に事業の推進を図っていく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 労働環境の改善

①労働環境の向上

- 関係機関と連携して、事業者に対し、労働時間の短縮、雇用条件の改善による働きやすい職場環境づくりに向けた啓発・指導及び支援を実施します。

(2) 勤労者福祉の増進

①勤労者福祉の増進

- 三重中勢勤労者サービスセンターの福利厚生事業の充実及び利用拡大を図るとともに、勤労者福祉増進事業を支援します。
- 勤労者を対象にしたメンタルヘルス相談事業を実施します。

(3) 雇用機会の創出

①均等な雇用機会の提供

- 男女や高齢者等の均等な雇用機会創出のため、ハローワーク津や関係機関と連携し、啓発等事業を推進します。
- 団塊世代をはじめとする退職者等人材の有効活用のための啓発等事業を推進します。
- 新卒者の雇用を図るため、学校やハローワーク津などの関係機関と連携し、情報等の共有・発信を行います。

②事業主、求職者への情報提供

- 雇用の場の創出及び就労へつなげるため、ハローワーク津や関係機関と連携し、さまざまな支援制度等の啓発・周知を実施します。

4-2 交流機能の向上

第1項 都市機能の整備

【現状と課題】

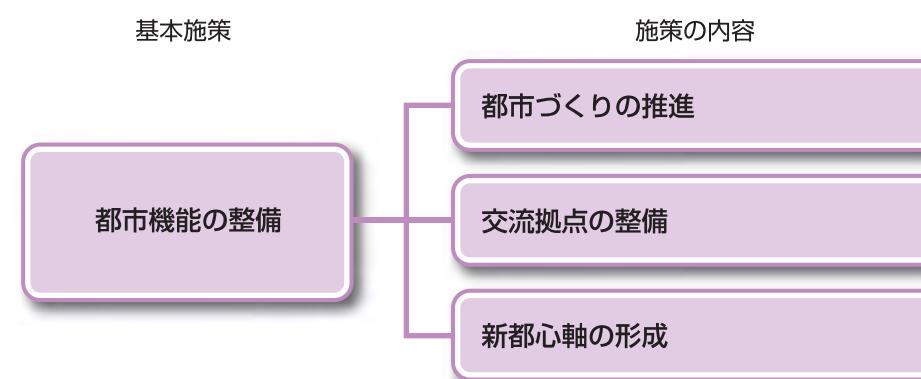
- 本市では平成22年に「津市都市マスタープラン」を策定して、持続性の高い都市としての発展と秩序ある都市の形成を図る方向を明らかにしました。
- 本市の都市構造は、海岸部や鉄道沿線を中心に比較的市街地がまとまっていますが、郊外部での宅地開発などにより、市街地が拡大しています。このため、人口減少を迎えたなか、**コンパクトシティ**^{*}（集約型都市構造）への転換が求められています。
- 本市では、賑わいのある中心市街地等の総合的な推進のため、津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て津インターチェンジ周辺を新都心軸と位置づけ、調査研究や市民懇話会等を開催して、そのあり方を検討しました。
- 近年、「エリアマネジメント」^{*}という住民・事業主・地権者等による自主的な取組が各地で進められており、業務・商業地においても、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開といった取組が求められています。
- 駅前にふさわしい市街地の形成を目的とした津駅前北部地区画整理事業については、平成27年の事業完了をめざし着実に事業を推進しています。また、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進しており、関係機関や地権者との協議の継続が必要です。
- 久居駅東側周辺地区整備事業については、ポルタひさいなど当該地を取り巻く状況の変化を見据え、施設配置の考え方など総合的に勘案し柔軟に対応する必要もあり、事業プロポーザルによる本事業の推進を断念しました。当該地については、公共施設整備予定地としての可能性も含め、土地利用を検討する必要があります。
- 津なぎさまちの整備においては、新たな交流と活力の創造を図るために、みなとをはじめとするこの地域のあり方の調査・研究等により賑わいの創出だけでなく、みなとまちづくりの意識醸成にも取り組んでいます。また、近年、背後地の都市化の進展に伴う市民の親水要望に応えるためのウォーターフロント(水際空間)の開放や有効活用等も望ま

れています。

- なお、今後の交流拠点としての新たな整備については、沿岸部で計画される事業であることから、国・県の東日本大震災を踏まえた沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視する必要があります。
- 津インターチェンジ周辺地区については、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点（新産業交流拠点）として位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、県域内外との交流を展開する拠点の形成をめざして、調査・研究を進め、当該地の特性を活かした土地利用のあり方を検討しているところですが、当該地については農業振興地域の整備に関する法律や農地法、**まちづくり3法**^{*}の規制があり、また、河川未改修の問題など、当該地を有効に活用するに当たり、多くの課題があります。

このことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応について国・県へ働きかける必要があります。

【施策の体系】



コンパクトシティ
持続可能な都市の形成のため、様々な都市機能が集積した集約型の都市構造。

エリアマネジメント
地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

まちづくり3法
「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地の活性化に関する法律」の3つの法律の総称。

【施策の内容】

(1) 都市づくりの推進

①都市構造の基本的な考え方

- 各地域に蓄積された都市基盤や地域資源を有効に活用することを基本とし、地域の特性に応じた拠点等を配置することにより、都市機能の集積や生活機能の維持集約に努め、それらを公共交通、幹線道路等で有機的に結び付けることで、それぞれの地域が多様な魅力にあふれ、人口減少、少子高齢化社会にも対応できる都市構造の確立をめざします。

②都市計画の推進

- 都市づくりを進めるに当たっては、交通体系の形成、市街地等の形成、都市環境の形成、都市防災・防犯の推進、その他都市施設等の整備の各分野別及び地域別に、それぞれ方針を定め計画的に進めます。

③都市計画の見直し

- 時代の変化に対応し、多様な都市機能が集積したコンパクトシティへの転換を視野に、機能的で質の高い都市づくりを進めます。
- 都市計画区域の再編について、市民の合意形成を図りながら取り組みます。
- 区域区分や地域地区の見直しについて、都市計画基礎調査等を活用し、人口構造の変化や社会経済情勢を見極めながら検討を進めます。
- 郊外部における開発などの余力地について、土地利用のあり方を検討します。

(2) 交流拠点の整備

①都市核の整備

- 都市核として位置づけられる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアについては、県都の玄関口にふさわしい、居住、商業・業務、教育、文化、交流など、都市活動を支える多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。

- 本市のさらなる賑わいの創出に向け、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、魅力的な都市空間の創造と商業の活性化を進め、中心市街地の活性化に取り組みます。

- 津センターパレスへの中央公民館や老人福祉センター等の移転を進め、移転を契機として、市民が出会い、交流し、集うことを通して、賑わいを創出する空間の形成に取り組みます。

- 県都の玄関口として津駅の交通利便性を活かしつつ、駅前にふさわしい市街地の形成を図るため、津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進します。

- 大学との連携とともに、若者や女性、高齢者、各種団体などの多様な市民の参画によるまちづくりを推進します。

- 民間の動向も踏まえて、駐車場について商業の活性化や市民の利便性の向上も踏まえた活用を進めます。

- さまざまなイベントとの連携により、中心市街地の歴史資産を活用したウォーキング活動を充実します。

②副都市核の整備

- 副都市核として位置づけられる久居駅周辺地区については、本市南部の玄関口として、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、賑わい創出と商業の活性化に資する取組も含め新たな交流と活力を創出する拠点として、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。

③津なぎさまちの整備

- 津なぎさまちは、みなとを核としたまちづくりの促進をめざす「みなとオアシス」として国から認定を受けており、みなとオアシス認定港との連携による活性化に向けた取組など、海の玄関口にふさわしいみなとまちづくりを推進します。

- 東日本大震災を踏まえ、国・県における沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視しながら、住民が集い賑わう交流拠点として、土地利用等のあり方を検討します。

④津インターチェンジ周辺の土地利用のあり方

- 平成28年の供用予定の(仮称)津市産業・スポーツセンターにお

いて、スポーツ施設としての機能と産業展示機能等を併せ持つ特徴を活かし、スポーツ振興と地域経済や産業振興を図り、新たな賑わいを創出します。

- 津インターチェンジ周辺地区については、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点（新産業交流拠点）として位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、県域内外との交流を展開する拠点の形成をめざして、調査・研究を進め、当該地の特性を活かした土地利用のあり方を検討しているところですが、当該地については農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり3法の規制があり、また、河川未改修の問題など、当該地を有効に活用するに当たり、多くの課題があります。

のことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応について国・県へ働きかけます。

(3) 新都心軸の形成

①新都心軸の整備促進

- 交流拠点である津なぎさまち周辺から、都市核の中心を担う大門・丸之内地区を経て、津インターチェンジ周辺にかけては、新たな交流と活力を創出するために、県都の顔としてふさわしい新たな機能を導入するとともに、都市機能の整備を促進します。



第2項 道路ネットワークの整備

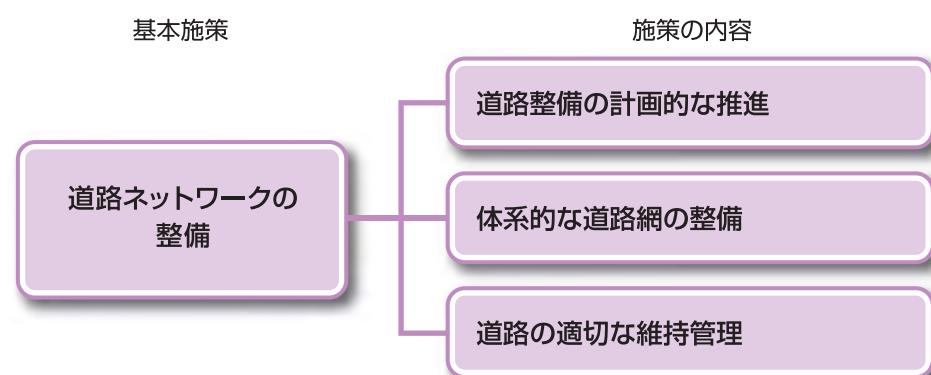
【現状と課題】

- 厳しい財政状況のなか、成熟社会にふさわしい道路行政として、新たに「つくる」から今ある道路を長く「つかう（つかいこなす）」への転換が求められています。
- 老朽化が進む道路や橋梁などのインフラ^{*}を、できる限り少ない経費や環境負荷で安全・最適に維持管理を行うとともに、甚大な破損や事故が起きる前に対策を講じてその後のメンテナンス^{*}のコストを最適化するような「予防保全」により長寿命化を図ることが必要とされています。
- 道路ネットワークの整備については、平成20年4月に本市の道路整備の基本指針として「津市道路整備計画」を策定し、道路整備を進めています。同計画においては、都市環状、都心環状等、それぞれの道路の役割を明確にし、環状放射型の道路整備を推進しています。
- 中勢バイパスについては、国道165号以南及び県道三行上野線から国道306号までの区間について平成23年度に開通し、県道家所阿漕停車場線から国道165号までの区間の平成26年度開通に向け、地元調整などをを行い、国と共に事業促進に努めています。また、その他の骨格となる県道などの幹線道路についても、三重県に対して着実な事業進捗が図られるよう要望を行うとともに、地元調整など市の役割を果たすことで事業促進を図っています。
- 道路ネットワークの整備に関する課題については、国・県の財政状況等を踏まえ道路整備予算の大幅な減少が予想されていることから、それぞれの路線の必要性や優先度についてさらなる精査を行いながら整備を推進していく必要があります。
- 都市計画道路については、計画決定後から長期間にわたり整備が行われていない路線が数多く存在しており、計画の合理性を検証することが求められています。

インフラ
インフラストラクチャーの略で、都市の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの施設。

メンテナンス
建物や機械の維持・保守。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 道路整備の計画的な推進

①道路整備の計画的な推進

- 事業を進めている路線や整備計画がある路線について、効率的かつ道路網としての体系的な整備を推進します。

②都市計画道路の整備推進と見直し

- 都市計画道路については、市民との合意形成のもと整備を推進します。また、長期末整備のものについては、三重県の方針と整合性を取りつつ、各都市計画道路に求められる機能・役割や道路整備の実現性を考慮し、見直しを実施します。

(2) 体系的な道路網の整備

①広域連携軸の形成

- 地域間や隣接自治体との利便性を高めるため、円滑かつ利便性の高い交通処理の実現に向け、中勢バイパス、国道23号、国道163号、国道165号、国道368号の整備促進を図ることにより、広域幹線道路ネットワークの形成を推進します。
- 河芸地域における道の駅については、休憩施設（駐車場、トイレ、道路情報の発信機能）の整備を国に求めるとともに、地域振興施設を整備します。

②域内連携軸の強化

- 本市の骨格を形成し広域交通へのアクセスの利便性を向上させ、生活圏域の一体性を高める幹線道路として、上浜元町線、高茶屋

小森町第24号線等の整備を進め、域内連携軸の形成を推進します。

- 県道一志美杉線については、室の口バイパス、矢頭トンネルも含め整備を促進します。
- 下之川バイパス及び八手保バイパス（市道山口山本線他4路線）については、県道松阪青山線のバイパス機能を有する道路としての整備を推進します。
- 香良洲地域における唯一の避難経路となる老朽化した香良洲橋（県道香良洲公園島貫線）について、早期の架け替えを促進します。
- 広大な市域において、各地域が連携した活性化を図るため、県道津関線、県道久居停車場津線（跨線橋）、県道津芸濃大山田線（芸濃町雲林院）、県道上野鈴鹿線、県道太郎生伊勢八知停車場線（美杉町八知）及び県道上浜高茶屋久居線の拡幅整備の早期事業化を促進します。

- 美里地域において域内連携軸を補完するものとして整備が望まれている、市道樫木原新開線と市道南長野本線を結ぶ路線の整備を検討します。

③生活基盤道路の整備

- 域内連携軸を補完し、地域間の連携と交流を高める中心的な役割を果たす生活基盤道路については、交通機能に加えて、都市環境機能、防災機能、市街地形成機能などの多様な機能を有する道路として整備を推進します。
- 河芸町島崎町線については、津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による海岸堤防の整備と併せ、整備を促進します。

④災害時の道路の活用

- 緊急的な避難場所として、周辺より高い道路等への避難階段を設置します。

(3) 道路の適切な維持管理

①道路・橋梁の維持修繕の強化

- 事後的な維持管理から、予防的かつ計画的な維持管理に転換を

図り、道路及び橋梁の維持修繕の強化を図ります。

- 舗装維持管理計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国からの財源確保のもと、既存ストックの長寿命化を図ります。

②道路・橋梁の計画的な維持・管理

- 交通への影響や危険度、費用対効果等を勘案し、必要度及び効果が高いものから優先的に推進します。
- 道路・橋梁について、道路運用管理の徹底を図るとともに、道路舗装の補修、道路施設の点検、老朽化の程度に応じた修繕や架け替えの検討など、計画的かつ適切な維持・管理を実施します。

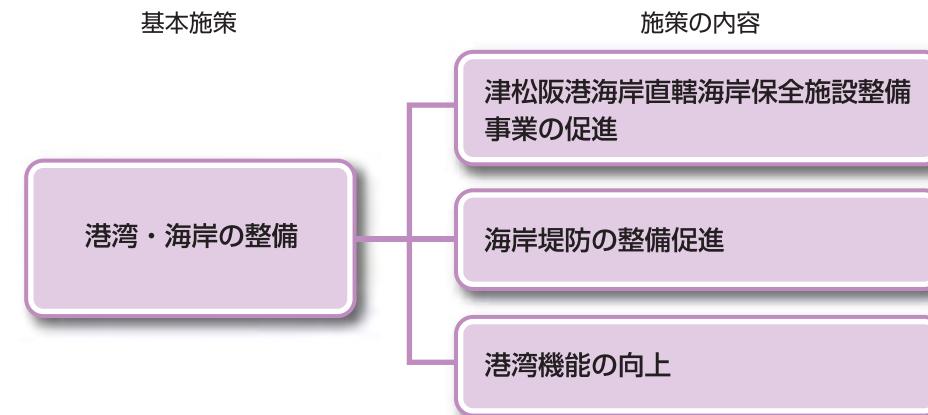


第3項 港湾・海岸の整備

【現状と課題】

- 全国的な港湾を取り巻く状況では、年月の経過とともに港湾施設の老朽化が進み、港湾関連の業務機能が低下し、それに関連する商業、業務活動を含めた地区全体の機能が低下した港湾空間が増加しています。
- 海岸整備の促進については、地域住民の安全で安心な生活を確保するため、地震・津波・高潮等に対応した海岸堤防の早期整備を国・県に要望しており、国において、香良洲地区、津地区（贊崎工区）の整備が平成23年度までに完了し、平成23年度からは津地区（栗真町屋工区、阿漕浦・御殿場工区）が新たに事業着手されました。
- 白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、今後、整備促進に向けた取組を進める必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進

- 津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の早期完成に向け、強く働きかけます。

(2) 海岸堤防の整備促進

- 白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化に向け、強く働きかけます。

(3) 港湾機能の向上

- 老朽化が進む港湾施設について計画的な修繕により港湾機能を維持、確保します。



第4項 公共交通の充実

【現状と課題】

- 過疎化の進行やモータリゼーション^{*}の進展等により、地方都市では鉄道や路線バスの撤退という事態が生じ、いわゆる交通空白地域の発生や拡大、あるいは運行頻度の減少によって利用者の利便性が低下する地域が増加するなど、地域公共交通の確保が大きな課題となっています。
- このような状況に対して、全国の各都市では、地域のニーズに応じ、コミュニケーションバス^{*}、デマンドタクシー^{*}、市町村有償運送、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになってきました。
- 本市では、平成21年12月に津市地域公共交通総合連携計画を策定し、平成22年4月に各地域で運行されていたコミュニティバス等を津市コミュニティバスとして再編しました。再編後についても、地域の実情に応じて、隨時、見直しを行い、より利便性の高い運行となるよう、努めています。
- 民間路線バスやコミュニティバスなどが運行されていない団地や地域といった、いわゆる交通空白地への新たな対応や、鉄道・民間路線バス等とのさらなる連携強化、利用者のニーズや地域の特性等を踏まえた公共交通などが求められていることから、今後は、市域全体を展望した、より効率的で利便性の高いコミュニケーションシステム^{*}を整備していく必要があります。
- 平成21年10月8日の台風18号により、大きな被害を受けたJR名松線は、松阪駅～家城駅間で運行が再開されたものの、家城駅から伊勢奥津駅の間で軌道が不通となっており、現在は同区間をバスによる代行運行がなされていることから、早期の全線復旧が求められています。
- 海上交通の強化のための取組としては、利用者の利便性・快適性の向上を図るため、津なぎさまち内旅客船ターミナル等の維持・修繕を実施するなど、適切な管理・運営に努めています。
- 安定した利用客を確保するため、三重県、松阪市、運行事業者と連携し、海上アクセスの利用促進を図ってきました。今後も、エアポートラインの安定した利用客を確保し、海上アクセスの利用促進を図る必要があります。

モータリゼーション
自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

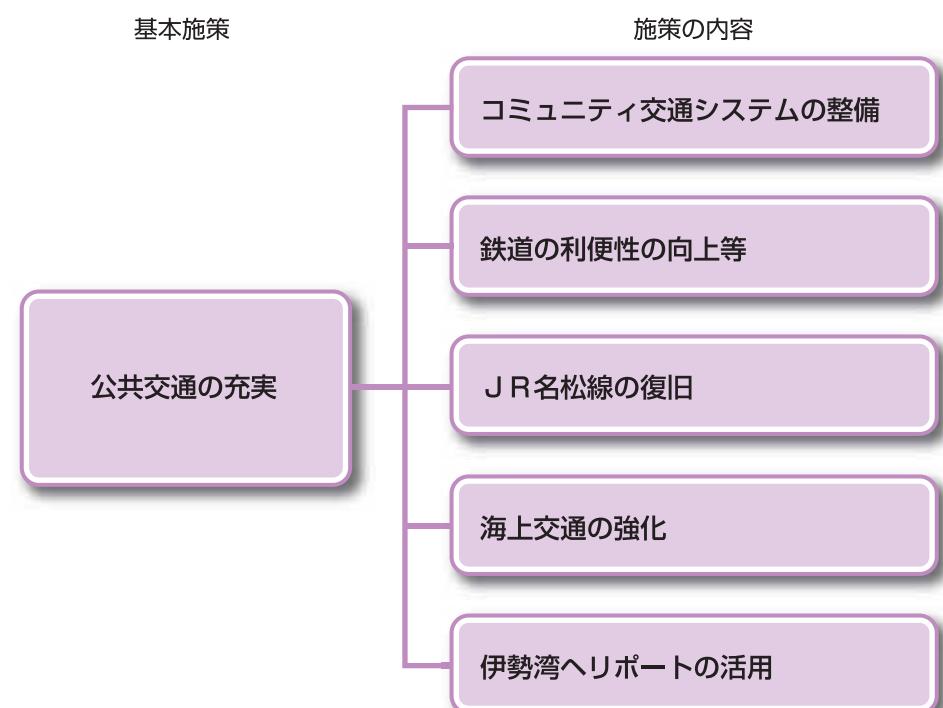
コミュニケーションバス
自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。郊外地などの交通空白地帯において公共交通サービスを提供するもの、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環する路線などのさまざまなタイプがある。

デマンドタクシー
ワゴン車などの小型車両を用い、利用者の予約に応じて、運行する乗合交通機関。

コミュニケーション交通
それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じた交通システム。コミュニケーションバスやデマンドタクシーなど。

- 津市伊勢湾ヘリポートについては、災害時や緊急時における輸送拠点として利活用が期待される施設であることから、日常の点検やメンテナンスによる施設の適切な管理・運営に努めるとともに、平成22年度に大規模な改修工事等を実施し、施設の安全性の向上に努めています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) コミュニティ交通システムの整備

- コミュニティバスについて、PDCAサイクル^{*}による事業評価と必要に応じた見直し改善を推進します。
- 交通空白地に対する住民主体型の新たなコミュニティ交通の制度化に向けた取組を推進します。
- 利用者のニーズや地域ごとの特性を踏まえて、民間路線バスや鉄道、コミュニティバスなどの連携を図り、市域全体を展望したより効率的で利便性の高いコミュニティ交通システムの整備を推進するとともに、公共交通の利用促進の啓発に努めます。

PDCAサイクル
目標水準(Plan)を設定して、その目標に向けて戦略を展開し(Do)、その過程で経営資源の活用状況や目標水準の達成度、その成果の度合いを評価し(Check)、その評価結果に基づいた改善を図りながら(Action)、その状況を翌年の目標水準設定(Plan)に活かしていくという流れをもった仕組。

(2) 鉄道の利便性の向上等

- 三重県鉄道網整備促進期成同盟会等を通じて、鉄道の利便性向上を図るために、ダイヤの改正や増便等を促進します。
- 三重県や県内の関係市町と連携し、リニア中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置に向けて取り組みます。^{*}

(3) JR名松線の復旧

- 名松線の全線復旧に向け、三重県、JR東海と連携した取組を進めます。
- 全線復旧を踏まえ、交流機能として同路線の活用を図り、森林セラピー基地ほか観光資源等との連携を図るなど、沿線地域の活性化に向けた取組を推進します。

(4) 海上交通の強化

- 中部国際空港への海上アクセスの利便性・快適性の向上を図るために、津なぎさまち旅客船ターミナルを適切に維持管理します。
- 県都の海の玄関口としての機能が発揮できるよう、安定した利用客の確保を図るため、運航事業者や三重県、松阪市と連携してPR活動やサービスの向上に取り組みます。また、中部国際空港や愛知県の自治体と海上アクセスを利用した新たな交流を検討します。

(5) 伊勢湾ヘリポートの活用

- 施設の安全性向上のため、施設や機械の適切な管理・運営を行います。



リニア中央新幹線
東京・名古屋・大阪間を
結ぶリニアモーターカーの新路線。

第5項 情報ネットワーク化の推進

【現状と課題】

- 本市では、平成20年8月に津市情報化推進計画を策定し、市及び市民を主としたICT（情報通信技術）の利便性を活用した情報化施策に計画的に取り組んでいます。
- 情報サービスの充実と行政事務の効率化の取組としては、電子申請システムや公共施設予約システムの導入等に努めています。
- 住民情報、財務会計等の行政事務に係る基幹情報システムについては、その運用・管理やセキュリティ^{*}の強化を図りつつ、安定かつ円滑なシステム運用を行っています。加えて、自然災害等においても行政サービスが滞りなく行えるように民間のIDC（インターネットデータセンター）を活用してネットワーク機器、サーバ、データ等の情報システム環境を整備しました。
- 津市地域情報センターにおいては、市民の情報リテラシー^{*}の向上の場としてIT市民広場及びIT研修室を開設するとともに、さらに市民のITに関する問い合わせに対応するITヘルプデスクを設置しています。
- 平成23年7月24日の地上デジタルテレビ放送への完全移行後もケーブルテレビによる視聴環境を確保することができました。
- 市民への行政サービスの一層の充実に向け、電子申請システムの対象申請の追加や機能の向上を図る必要があります。
- 高齢者をはじめ、障がい者（児）や外国人もICT（情報通信技術）の利便性を得られるよう情報格差（デジタルディバイド）^{*}の是正に努める必要があります。

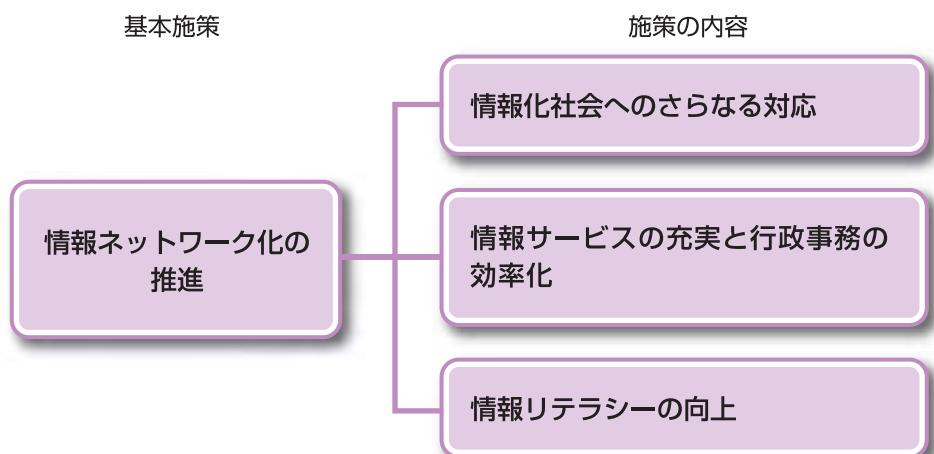
セキュリティ
安全。保安。

IDC
「Internet data center」の略で、ネットワーク機器やサーバ、データなどを安全に設置・保管するとともに、インターネット接続などの各種通信網へのアクセスインフラ網を提供するサービスもしくは高度なセキュリティや災害耐性を備え完備された建物。

情報リテラシー
情報を使いこなす能力のこと。大量の情報の中から必要なものを探し出し、組み合わせや加工をして、考えたり表現したりする基礎的な知識や技能。

デジタルディバイド
コンピューターやインターネットを使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 情報化社会へのさらなる対応

- 技術革新の著しい情報化社会に即した施策を推進します。

(2) 情報サービスの充実と行政事務の効率化

- ICTを活用した情報提供など、行政サービスを充実します。
- 自治体クラウド^{*}の活用も視野に入れながら、各種システムの見直しを進めるなど、行政サービスが滞りなく行えるよう、情報システムの環境の維持と強化に取り組みます。

(3) 情報リテラシーの向上

- 産業、教育、福祉分野等と連携し、市民の情報リテラシー向上のためのIT学習の機会を提供します。

自治体クラウド
近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

4-3 観光の振興

第1項 観光の振興

【現状と課題】

- 本市の観光のあるべき姿、方向性を明確にするため、平成20年度に「津市観光振興ビジョン」を策定しつつ、津市観光協会を平成21年度に一般社団法人化し、観光戦略を総合的に推進する体制を整備しました。
- 観光資源の魅力の向上を図る取組としては、既存の観光施設の維持管理を図ったほか、大河ドラマの放映に合わせ、ゆかりの地周遊バスや本城山公園における受入体制の整備を進めました。
- 観光関連の事業者だけでなく、市民参加による観光資源の発掘や磨き上げ、さらに来訪者へのおもてなしを高めるなど、地域ぐるみの「観光まちづくり」により“住んでよし訪れてよし”といった地域の魅力向上に努めています。
- 津まつりをはじめとする各種イベントについて、市民・団体・行政が一体となって全国に情報発信できる事業を展開し、観光客の確保と本市の知名度の向上を図っています。
- ご当地グルメ「津ぎょうざ」を売り込み、市民、学生等のボランティアとの協力のもと、全国的なPRを行いました。
- 「うなぎ」や「天むす」など、本市発祥の食べ物や、地物を活かした料理、名店など、本市の大きな魅力の一つである食を通じて、来訪者が気軽に本市の魅力にふれていただけるための取組が必要です。
- 観光ボランティアガイド**団体の結成や活動を支援することにより、地域による「おもてなしの心」の醸成と観光客の受入体制の充実に向けた取組を進めています。
- 美杉地域においては、森林セラピーコースとして8コースを設定し、案内看板や休憩施設等の整備を進め、平成21年に森林セラピー基地をグランドオープンしました。現在は、12コースに増設し、「癒し」をテーマにした**ヘルスツーリズム**による観光誘客に努めています。
- 今後は、本市への誘客を強化し、ファンづくりやリピーターの確保を図るために、地域の魅力を活かした**観光コンテンツ**^{*}の磨き上げと観光地のネットワーク化による周遊・滞在型の魅力強化、シティプロモーション

観光ボランティアガイド
観光地や自分達が暮らしている地域等においてボランティアで案内、紹介している人。

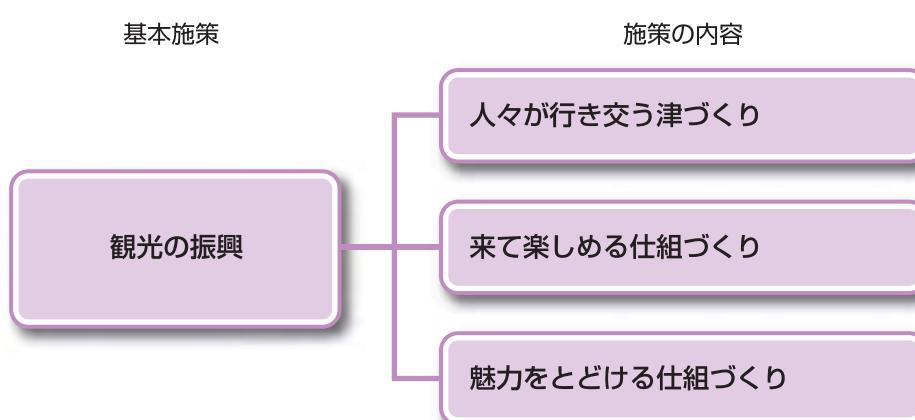
ヘルステーリズム
美容・瘦身、ストレス解消、体力増強のほか、病気やけがの治療・療養など健康増進を目的とした旅行。

観光コンテンツ
観光資源や観光情報などの内容。

ンと連携した本市の魅力の発信が必要です。

- 県庁所在地である本市には、国・県の関係機関や企業の支社・支店が多く立地しており、観光目的だけでなくビジネスや**コンベンション**^{*}で訪れる人も多いことから、観光交流人口を増やす手法の一つとして、津市を訪れれば、ビジネス以外の少しの滞在時間を利用して、観光資源や食などを楽しむことができるという情報発信を行うなど、本市の魅力を市内外にとどけるための取組が必要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 人々が行き交う津づくり

①観光交流人口の増加

- 催し物の誘致や、イベントへの取組、また観光地の魅力向上を通じて、観光交流人口の増加をめざします。

②コンベンションの誘致

- 県都として多くの行政機関や事業所が集積し、大学などの高等教育機関、文化施設なども立地する特長を持つことや、産業展示機能を持つスポーツ施設である（仮称）津市産業・スポーツセンターが完成することなどを活かし、多様な分野のコンベンションをシティプロモーションと連携し積極的に誘致することで、人々が集まる求心力を高め、地域経済の活性化をめざします。

コンベンション
ある特定の目的のために大勢の人々が集まる催しや集会。国際会議、学会、研修会、討論会、講演会、博覧会・見本市・展示会などがある。

③イベントを活かした交流の推進

- 津まつりや津花火大会、サマーフェスティンひさいなどの集客効果の高いイベントにおいて、より多くの人が楽しめるよう主催団体と連携して取り組みます。
- 地域に根ざしたまつり等のイベントを支援することで、来訪者と地域の人々との距離が近く、来場者が心温まるような交流を促進します。

④見どころの魅力向上

- 津の海の景観を保護しつつ、潮干狩りなどのレジャーやレクリエーション施設の活用を進めます。
- 榎原温泉など市内に多く存在する温泉資源を有効活用するため、周辺環境の整備など地域が一体となった観光地づくりを推進します。
- 一身田寺内町や北畠氏城館跡などの古い町並みや史跡、歴史街道などを保全しつつ、歴史的景観を活かした見どころある地域づくりを進めます。
- 本市が運営する観光施設については、利用状況や経営状況等を分析し、適正な施設整備に取り組みます。また、各観光地の駐車場及びトイレなどについては、来訪者の利便性に配慮した整備を計画的に進めます。
- 観光案内所の整備・充実に取り組みます。
- 外国人観光客にも対応した統一的な案内標識や看板の設置など、来訪者に優しい環境づくりを推進します。

(2) 来て楽しめる仕組づくり

①見どころをめぐって楽しむ仕組づくり

- 本市への来訪者に、津の見どころをめぐって楽しんでいただけるおもてなしの仕組をつくります。
- 観光目的に限らず、本市を訪れた人が、滞在時間の合間にぬって市内散策などにより本市の魅力を感じていただける仕組づくりを進めます。
- 各地域に点在する観光資源を活用し、まち歩きマップなどによる周遊コースの周知や移動手段の確保などで、徒歩あるいは自転車

の利用により周遊できる仕組づくりを推進します。

- 観光地へのアクセス道路や公共交通網の整備充実を促進し、市内・市外の観光地との交通ネットワークの充実、強化を図り、観光客の利便性の向上に取り組みます。
- 観光及び交通関連事業者等と連携し、観光客のニーズに応じた観光ルートや周遊手段などの観光商品づくりに取り組みます。
- ウォーキングイベント等を絡め、観光ルートの有効活用に取り組みます。

②食べて楽しむ仕組づくり

- 本市への来訪者が「津の食」を満喫できるよう、食べて楽しんでいただけるおもてなしの仕組をつくります。
- 「津ぎょうざ」や「うなぎ」など本市にゆかりのグルメや名店に関し、さまざまな機会を通じて情報発信を行います。
- 市内外へ本市のグルメや食材についての情報を提供するため、販売店や産地に関するマップ作りを支援します。
- 「うまっぷ」や「スイーツマップ」を活用したスタンプラリーなどを実施することにより、来訪者が本市の食に気軽にふれあう機会をつくります。

③^{*}体験型観光への取組

- 農林水産業・商工業と連携したグリーンツーリズムや産業観光などの本市の特性を活かした新たな観光資源を発掘します。
- 体験型プログラムの創出や特産品や郷土料理の開発を支援します。
- 津市森林セラピー基地を活用し、健康や食、環境などをテーマにした新たな体験プログラムの開発に取り組みます。

④広域でめぐるルートづくり

- 三重県や近隣市、三重県観光連盟との連携を強化し、効果的な観光ルートの設定などを実施します。
- 東大和西三重観光連盟、さらには鈴鹿市、四日市市ほか近隣市との幅広い連携により、広域観光を推進します。

体験型観光

地域の資源を一方的に見せるだけではなく、旅行者自らが手や体を動かして旅行者の五感を通じて、より実感させるための何かしらの体験をするプログラムが提供されている観光。

(3) 魅力をとどける仕組づくり

① 本市の魅力の情報発信

- 本市のイメージキャラクター「津うキャラ」が持つ話題性と全国的なネットワークの活用により、市内外に本市の魅力を幅広く情報発信し、本市のイメージアップに取り組みます。
- 観光資源のデータベース化^{*}を推進するとともに、年齢層、性別などターゲットの絞り込みを図りつつ、多様な観光ニーズに応じた情報発信を行います。
- 津市観光協会とも連携しホームページなど情報発信媒体の充実に取り組みます。
- 新聞、雑誌、テレビなどのメディアを効果的に活用した観光PRを行います。
- 東京事務所などの機能を活かした広域的な観光情報の発信を行います。
- 他都市や三重県と共同した観光キャンペーンなどの事業を展開し、観光地としての知名度向上に取り組みます。
- 外国人観光客の誘客を図るインバウンド観光^{*}の促進に向け情報発信を行います。

データベース
相互に関連のあるデータを蓄積したもの。特にコンピューターを使って情報や資料を収集・分類・整理し、多目的に利用できるように工夫された統合化ファイル。

インバウンド観光
「インバウンド(inbound)」は「入ってくる、内向きの」という意味で、自分たちの地域から外に人々を送り出すという従来のアウトバウンド観光(発地型)とは逆の視点で、地域に集まってきた人びとに對しての受け入れをするという着地型の考え方。(例えば外国人旅行者を日本へ誘致する観光など)

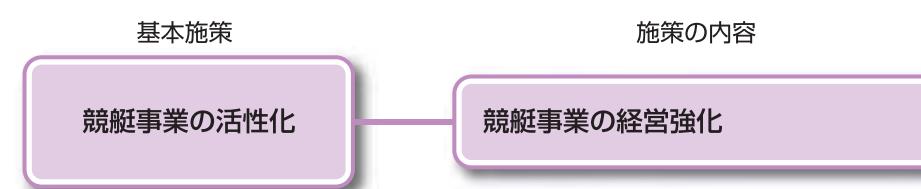
フィルムコミッション
映画、テレビドラマ、CMなどのロケ撮影を誘致し、実際の撮影をスムーズに進めるための様々な支援を行うもので、例えば撮影に関する地域の情報提供や公共施設の使用手続きの調整などの窓口を行う。これを通じて、地域の特性・魅力を内外に発信するとともに、地域の活性化を図る効果が期待できる。

第2項 競艇事業の活性化

【現状と課題】

- 競艇事業については、景気の低迷等による売り上げの減少が続いている。全国24競艇場の売り上げは、平成3年度の2兆2,137億円をピークに年々減少し、平成22年度は8,435億円でピーク時の38.1%にまで落ち込んでいます。また本市の売り上げにおいて、平成18年度の198億円に対し平成22年度は186億円と6%減少しており、危機的な状況といえます。
- 平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「津市モーターボート競走場経営改善計画」を策定し、経営体質の見直し、顧客満足度の向上など、経営の安定化に取り組んできました。
- 来場者と売り上げの増加を促進するため、対岸大型映像装置、場内映像設備、自動発券機を更新するなどの設備の充実を行いました。また、来場者に楽しんでいただき満足いただけるような来場促進イベントを実施するとともに、電話投票売上向上のため津ポイント俱楽部の創設など各種サービスを展開しました。
- グレードの高いレース(SG競走、GI競走)等の場間場外発売を実施し、施設の有効活用及び収益の確保に努めています。
- 平成23年9月にオープンした外向発売所「津インクル」については、利用者も多く、売り上げも目標を大幅に上回るなど、好評を得ています。
- 経営改善の取組としては、窓口数の見直しと効率的な人員配置を行い、経営効率化の取組を進めています。
- レジャーの多様化などにより売り上げの低下が見られ、厳しい財政状況が続いていることから、より一層経営合理化を進めるとともに、収益向上の取組を進めるなど、競艇事業の経営のさらなる安定化を図る必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】**(1) 競艇事業の経営強化****①来場促進及び売上向上**

- 来場促進に効果の高い、人気選手のあっせんに向けて取り組みます。
- SG、GI競走等の高グレードレースについて積極的な誘致を実施します。
- 日程、番組編成などより良い競技運営を実施し、競艇事業の魅力向上に取り組みます。
- 新規ファン層の拡大及び既存ファンの満足度向上のため、戦略的な広報・宣伝活動や、ファンサービスの充実など、来場促進施策を推進します。
- 場外発売委託及び電話（インターネット）投票の発売を推進することにより、商圏の拡大に取り組みます。
- 外向発売所を活用し、場外発売受託事業のさらなる売り上げの拡大に取り組みます。

②経営の効率化

- 経営環境の変化に対応した、効率的でコンパクトな経営体制を推進します。
- 競技や施設の特性を有効に活用しながら、発売収入以外の収入確保に取り組みます。
- 全国の施行者、関係団体と連携し、運営経費や制度的経費の軽減に取り組みます。

**活力のあるまちづくりの重点施策****■産業拠点を中心とした積極的な企業誘致の展開 (P156)****【施策の内容】**

- 本市の優位性等の情報発信をはじめ、津市企業立地促進条例等を活用したきめ細かい立地サポートにより他都市との差別化を図るなど、戦略的な企業誘致活動を展開します。
- 産業拠点である中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいにおける未立地の区画については、その標高や地耐力による災害への強さ、幹線道路である中勢バイパスや国道165号などの整備状況と相まっての伊勢自動車道芸濃インターチェンジや久居インターチェンジへのアクセスの利便性、多様な企業ニーズに対応した支援制度などその優位性を積極的にPRし、企業立地を促進します。

■農業経営の強化と農地の保全活用 (P158)**【施策の内容】****(1) 農業経営基盤の強化**

- 認定農業者等への農地の集積を進め、経営基盤の強化を図るとともに、集落営農組織の法人化を促進します。
- 中山間地域においては、収益性の高い農作物の研究と集落営農組織の設立を進めます。

(2) 農地の保全対策

- 地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の保全と有効な土地利用を図るため、農地法等の規定に基づき適正な農地行政を進めます。
- 耕作放棄地の解消に向けての取組や、中山間地域の耕作が困難な農地の活用を進めます。
- 農地・農業用水等の資源や農村環境を守るために、地域ぐるみの取組を支援します。

■獣害対策の推進 (P160)

【施策の内容】

- 有害鳥獣の個体数の適正な把握に努めるとともに、猟友会等との連携を強化し、個体数の削減による管理を推進します。また、防護柵の設置や、地域ぐるみの獣害対策を的確に進めます。
- 先進的な技術の導入・普及や、このための本市独自の制度の創設等により獣害対策の高度化を推進します。
- 捕獲した有害鳥獣の資源活用や焼却のための施設の整備についても、具体化に向けた取組を進めます。
- 獣害対策協議会等の育成を図るとともに、その活動を支援します。また、これら獣害対策協議会の連携による広域的な取組を支援します。
- 市街地での野生鳥獣の出没などをきっかけとして、市民協働での獣害対策の啓発・普及に取り組みます。

■森林施業の推進 (P163)

【施策の内容】

(1) 森林の保全と整備

- 森林組合等林業関係者との連携により、計画的な森林施業（間伐、下刈りなど）を進めるとともに、治山施設の整備や水源地域等の森林の造成、整備等による治山事業を促進します。
- 野生鳥獣による被害を減らすため、里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりを進めます。

(2) 森林生産基盤の整備

- 効率的な林業の施業を図るため、森林組合等における高性能林業機械の導入を支援します。
- 林業生産基盤である林道の整備推進と維持管理を実施します。
- 林業の低コスト化のため、施業を集約化した団地内における作業道の整備を支援します。

■漁業基盤の整備 (P166)

【施策の内容】

- 漁港の長寿命化を図るため、計画的な漁港施設の改修を推進します。
- 香良洲漁港において、水産業生産拠点としての機能向上を図るため、漂砂対策、静穏度確保及び津波対策のための北防波堤延伸工事を実施します。

■商店街の振興 (P170)

【施策の内容】

- 中心市街地の商店街については、事業者等の自主・自立的な活動を支援し、商店街の魅力アップ、情報発信等を行うことで中心部の恒常的な賑わいを促進します。
- 中心市街地における空き地・空き店舗の解消に向け、商店街が取り組む空き店舗対策及びテナント誘致活動を支援します。
- 中心市街地においては、オープンディスカッションによる意見交換の継続的な実施とともに、商工会議所、まちづくり会社、地元企業、大学、商業者、地域住民等多様な立場の人の連携や人的資源の活用によるサポート体制の構築に努めます。
- 中心市街地においては、歴史・文化的資産や既存施設等の地域資源を有効に活用します。
- 各地域の商店街等における環境負荷の軽減や、高齢者をはじめとした利用者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店街づくりを支援します。
- 各地域の商店街や商工会等において実施される意欲的な事業や活動についても、積極的に支援します。

■都市核の整備 (P176)

【施策の内容】

- 都市核として位置づけられる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアについては、県都の玄関口にふさわしい、居住、商業・業務、教育、文化、交流など、都市活動を支える多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。
- 本市のさらなる賑わいの創出に向け、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、魅力的な都市空間の創造と商業の活性化を進め、中心市街地の活性化に取り組みます。
- 津センターパレスへの中央公民館や老人福祉センター等の移転を進め、移転を契機として、市民が出会い、交流し、集うことを通して、賑わいを創出する空間の形成に取り組みます。
- 県都の玄関口として津駅の交通利便性を活かしつつ、駅前にふさわしい市街地の形成を図るため、津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進します。
- 大学との連携とともに、若者や女性、高齢者、各種団体などの多様な市民の参画によるまちづくりを推進します。
- 民間の動向も踏まえて、駐車場について商業の活性化や市民の利便性の向上も踏まえた活用を進めます。
- さまざまなイベントとの連携により、中心市街地の歴史資産を活用したウォーキング活動を充実します。

■新都心軸の形成 (P177)

【施策の内容】

- (1) 津なぎさまちの整備
 - 津なぎさまちは、みなとを核としたまちづくりの促進をめざす「みなとオアシス」として国から認定を受けており、みなとオアシス認定港との連携による活性化に向けた取組など、海の玄関口にふさわしいみなとまちづくりを推進します。
 - 東日本大震災を踏まえ、国・県における沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視しながら、住民が集い賑わう交流拠点として、土地利用等のあり方を検討します。
- (2) 津インターチェンジ周辺の土地利用のあり方
 - 平成28年の供用予定の(仮称)津市産業・スポーツセンターにおいて、スポーツ施設としての機能と産業展示機能等を併せ持つ特徴を活かし、スポーツ振興と地域経済や産業振興を図り、新たな賑わいを創出します。
 - 津インターチェンジ周辺地区については、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点(新産業交流拠点)として位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、県域内外との交流を展開する拠点の形成をめざして、調査・研究を進め、当該地の特性を活かした土地利用のあり方を検討しているところですが、当該地については農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり3法の規制があり、また、河川未改修の問題など、当該地を有効に活用するに当たり、多くの課題があります。

このことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応について国・県へ働きかけます。

■副都市核の整備 (P177)

【施策の内容】

- 副都市核として位置づけられる久居駅周辺地区については、本市南部の玄関口として、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、賑わい創出と商業の活性化に資する取組も含め新たな交流と活力を創出する拠点として、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。

■河芸道の駅の整備推進 (P180)

【施策の内容】

- 河芸地域における道の駅については、休憩施設（駐車場、トイレ、道路情報の発信機能）の整備を国に求めるとともに、地域振興施設を整備します。

■JR名松線復旧プロジェクト (P187)

【施策の内容】

- 名松線の全線復旧に向け、三重県、JR東海と連携した取組を進めます。
- 全線復旧を踏まえ、交流機能として同路線の活用を図り、森林セラピー基地ほか観光資源等との連携を図るなど、沿線地域の活性化に向けた取組を推進します。

■人々が行き交う津づくり (P191)

【施策の内容】

(1) 観光交流人口の増加

- 催し物の誘致や、イベントへの取組、また観光地の魅力向上を通じて、観光交流人口の増加をめざします。

(2) コンベンションの誘致

- 県都として多くの行政機関や事業所が集積し、大学などの高等教育機関、文化施設なども立地する特長を持つことや、産業展示機能を持つスポーツ施設である（仮称）津市産業・スポーツセンターが完成することなどを活かし、多様な分野のコンベンションをシティプロモーションと連携し積極的に誘致することで、人々が集まる求心力を高め、地域経済の活性化をめざします。

(3) イベントを活かした交流の推進

- 津まつりや津花火大会、サマーフェスティンひさいなどの集客効果の高いイベントにおいて、より多くの人が楽しめるよう主催団体と連携して取り組みます。

- 地域に根ざしたまつり等のイベントを支援することで、来訪者と地域の人々との距離が近く、来場者が心温まるような交流を促進します。

(4) 見どころの魅力向上

- 津の海の景観を保護しつつ、潮干狩りなどのレジャーやリエーション施設の活用を進めます。
- 楠原温泉など市内に多く存在する温泉資源を有効活用するため、周辺環境の整備など地域が一体となった観光地づくりを推進します。
- 一身田寺内町や北畠氏城館跡などの古い町並みや史跡、歴史街道などを保全しつつ、歴史的景観を活かした見どころある地域づくりを進めます。
- 本市が運営する観光施設については、利用状況や経営状況等を分析し、適正な施設整備に取り組みます。また、各観光地の駐車場及びトイレなどについては、来訪者の利便性に配慮した整備を計画的に進めます。
- 観光案内所の整備・充実に取り組みます。
- 外国人観光客にも対応した統一的な案内標識や看板の設置など、来訪者に優しい環境づくりを推進します。

